

3月17日まで受付 正しい申告



▲期限間近は大変混みあいます。早めの準備で申告を

私たちの生活は、国や県、市町村の公共サービスと深く結びついており、いろいろな公共サービスを受けながら毎日を暮しています。これら公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金によって賄われています。今年も確定申告・住民税申告の時期を迎え、申告にあたっての手續等についてお知らせします。

申告書の提出はお早めに！

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算は済みですか。

今年の申告受付期間は、土・日曜日に当たするため、いつもの年と少しずれ2月17日から3月17日までとなります。

この申告は、平成8年中の所得を申告するものです。

これにより、平成8年分所得税、平成9年度分の町県民税、国民健康保険税の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な大切な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告して下さい。

町では、2月17日から3月17日まで次のおり申告の相談を行います。

日時・会場

2月17日(月)～2月27日(木)
2月28日(金)～3月17日(月)
役場第1・2会議室

いずれも午前9時～午後4時(土・日曜日は除く)

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
- お勤めの方は源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 生命保険料及び個人年金支払証明書
- 損害保険料支払証明書
- 小規模企業共済掛金支払証明書
- 障害者手帳
- 国民健康保険証
- 印かん
- その他申告に必要なもの

◎ 申告期限間際になりますと大変混雑しますので、申告書は早めに提出しましょう。

所得税の納付は期限内に

平成8年分所得税の納期限は、申告書の提出期限と同じ3月17日(月)です。必ずお近くの金融機関で納付して下さい。

また、納付に口座振替をご利用されますと、納め忘

税理士による無料相談

- ・ 3月3日(月)
- ・ 午前9時30分～午後3時30分
- ・ 役場第1・2会議室

税務署の出張相談

- 譲渡・所得税
2月27日(木)・3月3日(月)
- 所得・消費税
3月7日(金)・3月10日(月)
- ・ いずれも午前9時30分～午後4時
- ・ 役場第1・2会議室

れなどのうっかりミスが防げ、とても便利です。ぜひ、この機会にお申し込み下さい。

申告書提出前に再チェック

- ① 計算間違い、記載もれ、欄違いはないか。
- ② 添付書類の不足はないか。
- ③ 印鑑(2ヶ所)の押し忘れはないか。